

池田総合特許法律事務所 ニュースレター



～新春だより～

平成28年1月 第11号

明けましておめでとうございます。

インダストリー4.0、IoT、ビックデータ元年、オリンピックに向けた自走運転車の
実用化etc…

昨年は、コンピュータがどこまで人間の知能に代替しそれを追い越すのか、産業や社会の構造を大きく変える話題に事欠きませんでした。この傾向は今年も続きそうです。

東大を目指す人工知能も話題に上っています。もっとも、まだ合格は覚束ないようです。他方、アメリカの法律事務所では、高額な人工知能を導入し、弁護士の仕事の品質管理を人工知能にさせて、評価させ、その評価如何によって減俸、解雇の判断材料にしているという報道もなされています。よくよく考えてみると、膨大な裁判例をビックデータ化して、事件の勝訴率などを弾き出すというのは、人工知能が最も得意とするところかもしれません。

人工知能が発達し、やがては、人工知能が人間の知能を超えて、社会の在り方がガラッと変わる日がやって来る、そうした事態をシンギュラリティ（singularity 技術的特異点）と言うそうです。このような人工知能が人類を支配する事態として危惧する向きに対しては、人工知能の開発に携わる多くの人は、否定的だそうです。

しかしながら、現在、人間のやっている「知的な」労働と言われる多くの仕事が人工知能に取って代わられることは間違いなく、大幅な省力化や省「人間」化という事態は避けられないように予想されます。

そうした中で、人工知能と共存しつつ人間が知的な労働をすれば、人工知能にはできない創造的な能力を持ちうるのか、さらに突き詰めれば、人間にとって幸せとは何か、働くとはどのようなことなのか、ということを問われているように思います。

終わりのない成長幻想、というか強迫観念にとらわれた昨今の社会の実情を見るにつけ、ロボットとの共存の実現したユートピアではなく、経済成長を続けてGDPをせせと稼ぐ人工知能の下で、人間がぶら下って支配を受けているような未来像しか描けません。少し悲観的に過ぎるでしょうか。

社会が大きく変わる中、自分を見失わないよう、コンピュータにはできない、自分にしかできないことは何なのか、と思いを巡らしている今日この頃です。

見つけるぞと思いを秘めてはいますが、残念ながら、まだ、見つかってはいません。日々、創造力を養っていきたいものです。 <池田伸之>

今年もよろしくお祝い申し上げます。

ニュースレター第11号（新春だより）をお届けします。

皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、

ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

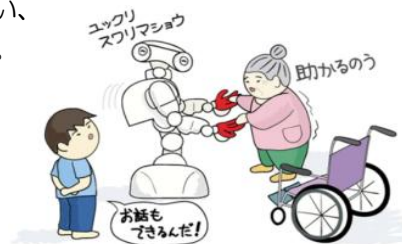
☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM～5:30PM



謹賀新年

上杉謙二郎 書





事務所からのお知らせ ～セミナーのご案内～

- 【昨年末に開催しましたセミナー】
- ◎1月24日 ウィンクあいちにて
「不動産取引と民法改正」
 - ◎1月29日 アイプラザ宮にて
「介護事業者セミナー
(介護業務に伴う事故・クレーム対応)」

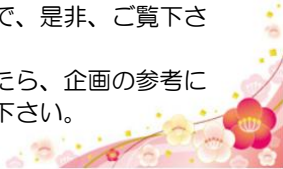


【本年2月までの開催予定のセミナー】
案内文を同封しましたので、是非、多数のご参加をお待ちしております。

- ◎1月20日 当事務所にて
「事業承継と相続セミナー」
- ◎2月16日 当事務所にて
「賢い消費者セミナー」
～土地・建物購入のチェックポイント



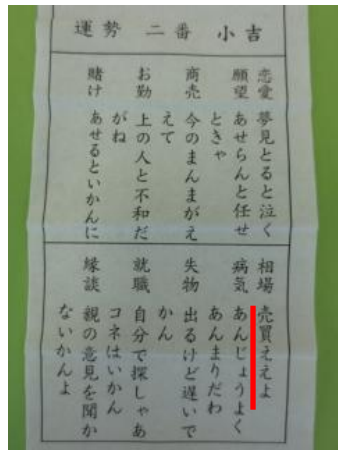
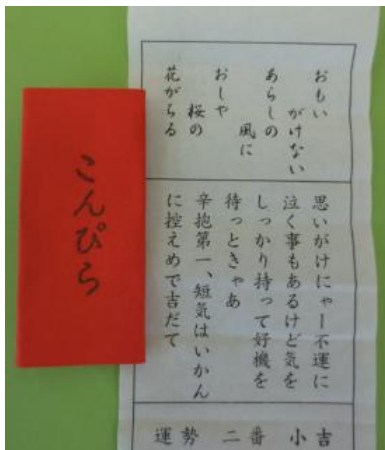
なお、当事務所のホームページにも、セミナー案内やセミナーの様子等もアップしておりますので、是非、ご覧下さい。
また、ご希望のセミナーがございましたら、企画の参考にさせていただきますので、ご意見をお寄せ下さい。



今年の運試し如何ですか？ ～名古屋弁おみくじ～

円頓寺商店街の中にある金比羅神社に、名古屋弁で書かれたおみくじがあります。名古屋で暮らしていても、意外に名古屋弁を使っていないように思います。みなさんは、解読できますか？(事務所より徒歩10分)

※赤線の「あんじょう」とは「安城」のことではなく、「あんばい(塩梅)」と同じ意味です。調味の塩と梅酢、調理、味加減から「具合」「上手く運ぶ」と意味を徐々に転じた古語で、「よろしく」「上手いこと」「上手に」という意味です。
全体の意味としては、「今一つなので、上手く養生しなさいね。」といったことでしょうか。



ちょっと相談 ～ミニコラム～



Q 専業主婦の妻が、へそくりを貯めていました。夫である私が働いて稼いだお金だから、私のものだと、妻に言ったところ、妻は、私がこつこつ貯めたお金だから、私のお金だと言います。このお金は、誰のものになるのでしょうか。

A 確かに、奥様の立場では、家計をやりくりして少しずつご自身が貯めたお金ですので、ご自分のお金であるとの御主張も理解できます。また、ご主人の立場に立場では、働いて稼いでいるのは、ご自身なので、その御主張も理解できます。

しかし、法律(民法第762条)では「1. 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産(夫婦の一方が単独で有する財産をいう。)とする。2. 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。」となっております。

つまり、今回の場合は、妻の創意工夫で貯まったものの、お金の出所は夫の給料で、夫婦のどちらの物かわからないため、共有財産と判断されます。

なお、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」となっております(民法752条)ので、へそくりで口論するより、貯めたお金で仲良く家族のために使う方が家族円満につながります。そうできないというなら、二人でちょっと話合ってみてはいかがでしょうか。



相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。
お気軽にご相談ください。

1・2月も無料相談会
を行っています。

日程については、お電話にて
お尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

芸術としての書～時々、著作権の話～

個人的な話題で恐縮ですが、私の趣味の一つに「書」があります。年に一回程度は自ら筆を持つこともありますし、書道展などの鑑賞に出かけることもあります。墨と紙という極めて限られた条件にもかかわらず、その表現の可能性は素晴らしく、芸術としての美しさは、絵画にも比肩すると思います。

日常的にも、武田双雲（NHK大河ドラマ「天地人」題字）や紫舟（NHK大河ドラマ「龍馬伝」題字）といった若手の書道家（書家）の活躍を、メディアを通じて目にする機会も多くなってきたのではないのでしょうか。変わったところでは、マンガや映画の題材としても、書道が用いられるようになってきているという状況もあります。

書道作品については、古典といわれる作品から、現代のものまで、幅広く存在していますが、それらが芸術的な評価を受けていることは、おそらく疑いのないことだと思います。著名な書家としては、中国では、王羲之、欧陽詢、褚遂良、顔真卿ら多数の人物が挙げられます。日本でも、空海、小野道風らを始めとして、歴史上の著名な人物の多くも、高名な書家として認められています。

書の芸術性という点において、重要な役割を果たした1人としては、手島右卿の名が挙げられます。彼は、1958年（昭和33年）、ブリュッセル万国博覧会「近代美術の50年展」に日本代表として富岡鉄斎、梅原龍三郎、井上有一とともに出品をし、その際の作品「抱牛」によって、最高殊勲金星を受けたのです。この展覧会には、ピカソなど世界的な芸術家も出展をしていたのであり、その中での受賞は、一躍世界の注目を集めて、書道の芸術としての国際的な評価を確立するきっかけとなったと言えます。このように、現在においては中国や日本のみならず、世界的にも芸術としての評価がされているのです。ちなみにですが、手島の名を冠した「手島右卿賞」が2006年に創設され、同賞は「書道界の芥川賞」とも称されています。

さて、ここまで書の芸術性について書いてきましたが、近時では、芸術についても法律問題が生じる場面は多々あります。そこでここからは少し法律の話にも触れていきたいと思っています。今回は、芸術作品で主として問題となる、「著作権」について見ていきます。

まず、著作権の保護を受けるためには、法律上の著作物であると言えなければなりません。著作権法は、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したもので

あって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しています。これに書があたるのが問題なのですが、書（書道作品）には、造形としての創作性があるとして、美術の著作物にあたるものと考えられています。

書家による書の著作物性が問題となった裁判例では、「書は、一般に、文字及び書体の選択、文字の形、太細、方向、大きさ、全体の配置と構成、墨の濃淡と潤濁（にじみ、かすれを含む。）などの表現形式を通じて、文字の形の獨創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢い、ひいては作者の精神性までも見る者に感得させる造形芸術であるとされている」とし、著作物性を認めています。

では、どのような場合に、書の著作権を侵害したという問題が生じるのでしょうか。これについては、上記の裁判例が「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを複製することであって、写真は複製の手段ではあるが、書を写真により複製した場合に、その行為が美術の著作物としての書の複製に当たるといえるためには、一般人の通常の注意力を基準とした上、当該書の写真において、上記表現形式を通じ、単に字体や書体が再現されているにとどまらず、文字の形の獨創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢いといった上記の美的要素を直接感得することができる程度に再現がされていることを要するものというべきである。」として写真に写り込んだ書の著作権侵害を否定しています。つまり、「書の美的要素を直接体感することができる程度の再現」という極めて抽象的な要件を満たさなければ、著作権侵害には当たらないということです。裁判例の中にも指摘があるように、単に字体や書体を再現する、似せるというだけでは著作権侵害になりません。

少々難しい話になってしまいましたが、例えば書道作品そのものを撮影し、そのままネット上にアップしてしまうというようなことは、著作権侵害にあたりうると思われますので、ご注意ください。芸術も、節度をもって楽しむことが重要ではないでしょうか。なお、著作者の没後50年（TPP交渉で70年に延長）が著作権の保護期間ですので、それを超える古典作品などは著作権侵害が問題となることはありません、念のため。

<上杉謙二郎>

私的絵画百選④



夏

秋

冬

四季 春 (Quattro stagioni Primavera)
76×63.5cm 油彩・画布
ルーブル美術館 所蔵 1573年制作

ジュゼッペ・アンチンボルド
(Giuseppe Arcimboldo)

一見、グロテスク！に見えて、目が慣れてくると・・・植物で人の顔を描く？初めてこの絵に接する方はちょっとした驚きがありませんか。でも、よく見ると細部まで丁寧にまた緻密に描かれている草花です。奇抜な発想と感じるこの絵が描かれた時代を知ると更に感動を感じるのは、私だけではないはず。あっぱれともいえるこの絵は、想像するところ、その時代に観た人々も面白がらせたに違いありません。奇想画とも呼ばれることもありますが、名画といって良いでしょう。細部にわたる丁寧な描写は自然に関する造詣の深さを物語っています。

マニエリスムの画家といわれるアンチンボルドは、四季という連作を複数製作しています。マニエリスムとは、ラファエロやミケランジェロの築いた盛期ルネッサンスの後を受けた16世紀から17世紀初頭にかけて、主として絵画を中心にヨーロッパ全体を風靡した芸術様式と言われます。時に、誇張した技巧や複雑な構成、遠近法等の表現に特徴が見られ、バロック期への過渡期に、芸術愛好家の積極的な保護を背景に生まれたと評されます。

ミラノ出身の彼は、神聖ローマ帝国を統治するハプスブルグ家の宮廷画家となり、三人の皇帝に重用されました。この絵はマキシミリアン2世からザクセン侯に贈られ、その後ルーブル美術館に引き継が

れました。寓意が含まれていると思わせぶりの絵をもらった相手は、意味を解こうと、結構真剣に悩んだかもしれません。

連作の四季という作品は、現存するだけでも4つ存在し、目録で確認できるものは6つあるそうですから、皇帝は面白いと思って、贈答品に描かせたのではないかと推察します。現存する最古のものは、ウィーン美術史美術館が所蔵する春、夏、冬（秋は消失）。

ルーブル美術館の連作のうち、この春の絵は、白い小花でできたレースの襟、野菜のような緑色の植物で覆われた胸元、白やオレンジ等の花で作られた帽子、頬にはバラの花？これを面白がっているような横顔です。

最も高い完成度は夏の絵と言われます。瑞々しく実る夏野菜と果物で構成した緑黄色と朱色の鮮やかなコントラストでエネルギッシュな男の横顔が描かれています。秋は実りを象徴する苺や柿などの果物や紅葉した木の葉などから構成される人物像。冬は古木で構成される老人の顔。深い褐色は冬の厳しさを連想させます。

20世紀ダリやシュルレアリストに再評価されたこの絵には、人を愉しませる進取の精神が感じられる気がします。

＜池田桂子＞